

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和3年度第2回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和4年3月8日（火） 午前10時から11時40分	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■：出席 □：欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員（会長） □志賀 徹委員
		第2号委員 (市民)	■ 藤井 千賀委員 ■ 須田 利夫委員（副会長） ■ 藤澤 正典委員
		第3号委員 (各種団体の 代表者)	□ 赤穂 海佳委員 □ 森村 勝委員 ■ 木下 澄子委員 □ 松島 桂子委員
		第4号委員 (公募に応じ た市民)	■ 川本 喜子委員
	席 務 ( 事 務 局 )	山本部長、五十嵐課長、中島所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 人権推進課部長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について</p> <p>(2) 令和3年度木津川市男女共同参画推進事業等について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果  
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

配付資料について、事務局より確認した。

資格審査について、事務局より報告した。

2. 会長挨拶

会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 部長挨拶

市民部長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

4. 議事

(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について

(配布資料No.1. 2. 3)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 令和3年度木津川市男女共同参画推進事業等について

(配布資料No.4. 5)

事務局より、資料を基に説明した。

(4) その他

5. 閉会

## 会議経過 要 旨

### 1. 開会

会議結果要旨のとおり。

配布資料について確認した。

#### 【資格審査報告要旨】

本日、委員10名中出席者6名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。

### 2. 会長挨拶

おはようございます。日差しは春めいて気持ちよくなってきましたが、残念ながらまだ蔓延措置が継続中ということで、結局この年度の終わりになっても一年の内、半分くらいは蔓延防止だったり、緊急事態宣言がまだ最初の頃にあたりなどで、なかなか目立った活動はやりにくい一年間だったのではないかと思います。また後でご報告いただきますけれど、それぞれのサークルであったり、あるいは市民の活動であったり、市役所内部での事業の推進については着々と丁寧に仕事を進めてこられたのではないかと思います。むしろ審議会として積極的にもう少し動くことがないのかというようなことも、また振り返りながら今日審議会の議事に沿って検証していきたいと思います。そして来年度は更に活動が活発に進むよう、日本の男女共同参画の進展状況を世界的に見ると、非常に遅れたままの状況です。まだまだ私たちの活動というのは不十分だと思いますが、更に丁寧に進めるために、また積極的な議論を重ねていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 市民部長挨拶

皆さん、おはようございます。本日3月8日につきましては、国際女性デーということでございます。女性の権利向上や、差別撤回を目指して47年前の1975年に国連で定められた記念日でございます。意識したわけではございませんが、この記念日に本日の審議会が開催されることは大変意義深いことではないかというふうに感じています。

昨今、LGBT・ジェンダー平等などを背景に多様な生き方をするため、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度といった制度の導入が全国の自治体で注目されています。今年度に入って本市におきましても市民の方から4件のご意見をいただきました。本日は先進事例を基にこの制度の目的や近隣・自治体の状況などをご報告させていただきまして、パートナーシップ制度、またファミリーシップ制度に対するご意見をいただいて、今後この制度を調査・検討する際の参考にしたいと考えています。本日、皆様にごいただいたご意見を踏まえまして、引き続き男女共同参画社会の推進に努めてまいりたいと思います。

#### 【議長選出】

議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に「会長は、会務を総括し、審議会を代表する。」とあるので、以下の議事進行について、有賀会長よろしく申し上げます。

#### 4. 議 事

##### (1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について

(配布資料No.1.2.3)

事務局より、委員会、審議会等の女性の登用状況等について、資料を基に説明した。

事務局： 資料1. 2. 3について説明

「男女共同参画の推進に関する評価指標」は、令和3年3月に策定した、『第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～』の施策の推進に関する指標です。この指標は男女共同参画計画を効果的に推進するために令和12年度の目標値を設定して取り組んでいます。この表の構成は項目、評価方法、市の計画策定時の数値（令和2年度）、市の現状値（令和3年度）、市の目標値（令和12年度）、府と国の目標値（令和7年度）です。府や国の目標項目が同じものについてはそれぞれ府や国の目標値を入れています。

[市（府・国）の審議会等における女性委員の割合] の評価方法は各課に照会をかける庁内データです。令和2年度計画策定時は39.4%、令和3年度の市の現状値は38.7%となり、昨年度より0.7ポイント減少しています。

[女性委員のいない審議会数] 令和2年度は0、今年度は1となり、市の目標値0の継続ができませんでした。詳細は資料2「木津川市における庁内審議会等の女性委員の登用状況」令和3年4月1日現在の35の高麗寺跡史跡整備委員の総数8人に対して女性委員数0人ということで女性委員のいない審議会数が1となりました。高麗寺跡史跡整備委員は、令和3年10月4日から令和5年10月3日までの2年任期となり、文化財に精通している女性が少ないということが女性委員数0人となった大きな理由であるということでした。高麗寺跡史跡整備委員会は第1次整備が終わっているので、令和5年10月3日に委員会は終了すると聞いています。

[市（府）の女性管理職の登用割合（課長相当以上）] 令和2年度の計画策定時は25.3%、令和3年度22.7%となり、昨年度より2.6ポイント減少しています。令和12年度までに35%を目指して取り組みをしています。資料3「木津川市における男女共同参画に関する職員の登用状況」は、人事秘書課がホームページに公表している表です。⑦管理職の女性割合では、令和2年4月1日現在の総数9

5人に対して女性24人で割合は25.3%、令和3年4月1日現在は総数97人に対して女性22人で割合は22.7%となり、昨年より2.6ポイント減少しました。減少した理由としては定年や退職により2人減ったことによるものです。目標値35%にはまだまだ遠い状況となっているため、今後も人事秘書課と連携して進めていきます。

[市(府・国)の男性職員の育児休業取得率] 令和2年度(平成31年1月～令和元年12月)28.6%、令和3年度(令和2年1月～12月)42.9%となり、目標値の令和12年度までに30%という目標には達しているが、対象人数が少ないため、1人が育休を取るかどうかで数字の変動が大きくなります。資料3④令和2年1月～12月31日の対象男性職員7人中3人が育休を取得し、育児休業取得率は42.9%となっています。⑤男性職員の配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数の、令和2年1月から12月31日の出産支援休暇の対象人数は7人中5人が取得し、育児参加休暇は対象7人中6人が取得しました。出産支援休暇は、奥さんの出産に伴う特別休暇でございまして、産後の奥さんが退院する時に取っている職員が多いようです。育児参加休暇は生まれた子どもが2人目などの場合は上のお子さんが就学前である場合は、上のお子さんの育児参加ということで8週間前から取れまして、生まれたお子さんについても8週間以内に子どもの育児に関する休暇として取れることになっています。

育児休業を取得した男性職員に感想を聞きましたので報告をさせていただきます。育児休業を取得した男性職員3人ですが、マチオモイ部職員は土日を含め16日、総務部職員は土日を含め12日、健康福祉部職員は土日を含め26日とそれぞれ育児休業を取得しました。

「妻が出産後、1ヵ月実家にて育児をしていましたが、その後こちらに帰ってきたタイミングで約2週間育児休業を取得させていただきました。母親の協力がなくなり、また1人目の子どもであるため、勝手のわからない育児を2人で1週間ではありますが、妻への負担も軽減できて取得して良かったと思っています」「1ヵ月しか取得できなかったもので、物足りなさを感じた」「子どもの成長を身近で感じられるだけでなく、子育てや家事の大変さを改めて感じました」という感想でした。感想の他に、職場への影響はどうだったかという質問について「年度末のバタつく時期ではあったけれども、職場の協力もあって特に影響は出なかったと思っています」、既に女性職員2人が育児休業を取っていた課の男性職員は「残されたメンバーに引継ぎするのが大変だった」、「閑散期に取得していたため全体での影響は少なかったかと思います」ということでした。他に、育児休業を取得することに対する同僚の理解については、3人も「理解があった」と答えてい

ます。育児休業取得時に仕事の連絡調整など行ったかという質問に対しては、3人とも「多少は連絡調整した」と答えています。職場復帰の感想については、「スムーズに復帰できた」「復帰早々にやらなければならないことが多くてちょっと苦労した」「みんなに迷惑をかけた分、頑張らないといけないなと思った。気持ちのリフレッシュすることができて、仕事のやり方や考え方を見直すことができた」という回答でした。今年度は目標を達成できましたが、今後も目標を上回るような取組みをしていきたいと考えています。

[男女共同参画人材リスト登録者数]令和2年度の計画策定時は88人、令和3年度は91人と、市の目標値の150人には満たない形となり、努力が足りなかったと思っています。人材リストは毎年広報8月号に掲載し、広く呼びかけをしているが、なかなか増えない状況です。

[育児期にある女性の労働力率]令和2年度の国勢調査の結果が出ていないので数字を入れていません。

6つの項目については、引き続き目標値に達成するように取組みを進めていきたいと思っています。

以上で資料1. 2. 3. についての説明とします。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議長： 数字の背景にある事情や、特に男性職員の育児休業については感想まで聞いていただき非常に参考になったのではないかと思います。

委員： 資料3の④⑤について、対象の男性職員は7人ということですが、育児休業を取得されたのは3人、出産支援休暇と育児参加休暇の人数を合わせると7人を超えてしまいます。

事務局： ⑤の出産支援休暇と育児参加休暇は特別休暇になります。出産支援休暇は、妻の出産に伴い必要とみとめられる入院の付き添い等を行う場合に取得できる休暇、育児参加休暇は、妻の産前産後8週間以内に、生まれた子又は就学前の子の育児をするための休暇です。上限日数は下記に記載しており、出産支援休暇は2日、育児参加休暇は5日の取得が可能で、給料には反映しない休暇です。

委員： 育児休業を取得しても、特別休暇として出産支援休暇や育児参加休暇を取得することができるということですね。

事務局： そうです。育児休業とは別に取得することができます。

委員： 育児休業というのは何日単位での取得になるのか。連続しての取得になるのか。率だけで見ると少しわかりにくいです。

事務局： 給与とボーナス等に反映するので、やはり反映しない範囲で取りたいという職員が多いようでした。今回、育児休業を取得した職員は土

日も含めてということなので、連続して取っているのかと思うのですが、育児休業を延長する場合は、保育園に入れなかったなど何かそういう理由があれば延長が可能です。

委員： 各機関で制度が違うと思いますが、前にいた職場で男性が半年間育児休業を取っていた方がおられた。育児に関しての休業や休暇が自由に取れる状況になると、子育ての理解や仕事に対する向き合い方なども変わってくるかもしれませんが、多様な生き方を考える上でもそういう制度について考えていけたら良いなと思います。こういう意味では積極的に市でも取っておられるのは良いことだと思いますが、ただ、職場に残された方はしんどくなるので、ましてや今行政の人数が手薄になってきているところへコロナの対応であったりと、更なる業務が増えてくる中で取るというのは非常に厳しい。本人も取るのが心苦しいと思うが、周りの方の理解も相当必要になってくると思う。理解を深めていただくことは必要ですが、いずれにしても環境作りというのは何かにつけて大切なことだと思います。

審議会等の男女の登用状況ですが、頑張って女性を登用されているということはわかっていますが、実際正直に申し上げてこれ以上伸ばすのは厳しいのかなと思ったりしています。本当に各委員会の女性の率はこれで良いのかを、各担当課でしっかりと考えていただくことも必要なのかなと思います。この審議会ではトータルで見ただけで良いのかもわからないですけども、資料2の56番の自殺対策地域連絡協議会の業務内容はわかりませんが、自殺のことは性別や年齢によって様々な事情があると思います。ですが、この数字だけを見ると10人のうち女性が1人だけというのはどうなのかなと思います。各委員会の審議内容とかによってもより真剣に男女比を考える委員会と、そこまでという審議会も個々にあると思います。それがこの審議会といえますか、この人権の担当課がどこまで関与できるのかわからないですけども、そういう視点も必要なのかなと思ったりしています。それと反対に16番の図書館協議会は、9人中女性が7人と女性の登用としての数字は上がりますが、図書館利用者のことを考えれば、女性の視点もあれば男性の視点もあると思いますから、この比率はどうなのかなと思います。まずは女性の参画ということで数字を上げるのは第1段階として必要だと思いますが、その次の段階でいけば個々のバランスを考えていくべきなのかなと少し感じた次第です。

議長： 色々な組織の中でこういった視点が必要かということは、確かに気になるところだと思います。ここを利用される男女ともに色んな意見を吸い上げられるような構造を作ってほしいという視点で申しあげないと、数字が低いから悪いとか形だけで言うてしまうのは、そこでの信頼関係が作りにくいと思いますので、数字について聞くときには、私達の目標値からすると低いように感じるのですが、どのような背景があるのでしょうかというような丁寧な庁内での連携を作って

いただければと感じました。

委員： 私は56番の自殺対策地域連絡協議会に関わっています。最近若い女性の相談が多く、コロナの関係、貧困や性暴力とからめて複雑な相談が増えている。若い女性が増えているということ踏まえて少ないなど思っていたので、ちょうど言っていたいただいて良かったと思いました。

議長： 女性の育児休業率は100%と非常に高いですね。公務員は3年取得できるようですが、なかなか3年取られる方はないと思いますけども。男性から長くて1ヵ月しか取れなかったという感想がありましたが、日数制限は男女同じなのですか。

事務局： 同じです。

委員： 自分の仕事をどれだけみんなに引き受けてもらえるかという職場の状況など色々あると思いますが、全体としてこの1年を見ると、「コロナで里帰り出産ができない」「実家の両親に応援してもらえない」という声が聞こえてきますので、休業や休暇を取りたいと思う方は多くおられると思います。民間ではテレワークが進んでいて、家で仕事をしながら小さい子を見ることができるところが増えているようです。テレワークを導入することによって休業を取りやすくなり、もう少し長い期間休むことが可能になると、男性にもお仕事をしながら子育てにも関わってもらえるようになる。そうすることで女性の負担も軽減される。コロナ禍でテレワークが進んだのはこの2～3年だと思いますが、今後は全ての人が自分の置かれている状況の中でも、できるだけ仕事を続けやすく、ゆとりを持って子育てもできるという形を、それぞれの課によっても違いはあると思いますが、日数だけの問題ではなく働き方も含めて社会全体として考えていく必要があるのかなと感じています。

他に意見・質疑はございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

## (2) 令和3年度木津川市男女共同参画推進事業等について

(配布資料No.4・5)

事務局より、「令和3年度木津川市男女共同参画事業報告」「令和4年度木津川市男女共同参画推進事業計画」について、資料を基に説明した。

事務局：資料4について説明

令和3年度木津川市男女共同参画推進事業報告

1. 男女共同参画週間は、毎年6月23日から29日が週間の期間となっている。

・広報6月号へ掲載

- ・男女共同参画啓発を図る展示及びパンフレットの配架
- ・街頭啓発活動は緊急事態宣言発令中のため中止
- ・男女共同参画事業DVD上映会&おしゃべり会  
7月7日にセンター内で実施

2. デートDV防止啓発事業は中止

3. 配偶者等に対する暴力をなくす運動は、毎年11月12日から25日その前後の期間がDV週間となっている。

- ・広報11月号へDV啓発の記事を掲載
- ・DV防止啓発パネル展示及びパンフレットの配架
- ・街頭啓発活動を11月17日に実施

4. 木津川市キラリさわやかフェスタ(男女共同参画フェスタ)

人権文化のつどいと共催事業となり、12月5日を予定していましたが、たくさんの方が集まると予想され安全が確保できないので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

5. 男女共同参画講演会

講演会は密になるので実施ができなかったため、その代わりに男女共同参画動画を作成してYouTubeに投稿しています。

内容は、「第1部 SDGs とジェンダー平等」、「第2部 職場におけるジェンダー」、「第3部 地域・家庭におけるジェンダー」と、15分程度の動画を3本作成しました。木津川市ホームページから、暮らす・人権・人権啓発コーナーの順に開くと視聴できます。人権啓発コーナーには、男女共同参画以外の動画もありますので、是非ご覧になっていただけたらと思います。

6. 男女共同参画講座

- ・親子クッキングは例年夏休みに実施しているが、学校でも調理は難しい状況だということもあり、講座を中止しました。
- ・男の料理教室は1月29日に実施をする予定で広報にも掲載していたが、まん延防止等重点措置が出ましたので中止とし、9名の申し込み者の方にはご理解いただいた上で、令和4年度に実施予定の日程で参加していただくことにしました。
- ・女性の法律講座は、京都第一法律事務所から女性弁護士の先生に来ていただき、「離婚と相続」についてお話をいただいた。6名の参加者があったが、どなたも熱心に話を聞かれていました。

7. 相談事業

- ・女性相談は、毎週金曜日の午後1時から3時と設定し広報にも掲載していますが、これ以外の日でも相談員が対応できる場合は随時受け付けています。DVについては2月末日現在18件という状況でしたが、市の健康推進課や京都府等と連携しながら対応をしています。
- ・専門相談(カウンセリング)は、こころのケアなどを必要と

する方がおられたら受けていただけるよう対応しています。

8. 男女共同参画推進に関する会議は、本会議の男女共同参画審議会になります。

9. 男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発は、  
・木津川市男女共同参画推進状況調査  
・男女共同参画に関する苦情処理ですが、今年度苦情はありませんでした。  
・情報提供・広報啓発・学習機会の提供  
でございます。以上で資料4についての説明とします。

資料5について説明

令和4年度木津川市男女共同参画推進事業計画

令和4年度も例年行っている事業とほぼ同じですが、今年度できなかった事業の「デートDV防止啓発事業」や、「キラリさわやかフェスタ」は12月11日と日程のみ決まっている状況ですが、飲食等の様子を見ながらできる範囲での実施を考えています。「男女共同参画講演会」「男女共同参画講座」も様子を見ながら、できる限り実施したいと思っています。

以上で資料5についての説明とします。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議長： 3年度は11月のDV防止街頭啓発に参加させていただきましたが、今年度たくさんの委員の方が一緒に来ていただけて心強かったです。元々は梅美台での予定だったということですが、アルプラザ木津になったのは、どういう理由でしたか。

事務局： お店側が予定されていた催し等と重なったため、カインズホームからアルプラザ木津に変更しました。

議長： アルプラザ木津は人が少なく高齢者が多くなっているようで、カインズや城山台プラントなど、場所を変えるのも良いかなと思います。

事務局： そうですね。啓発場所は、よりたくさんの方が来られる場所で考えさせていただきます。

委員： 1つ目に、資料2を前回の資料と見比べてみますと、市が組織構成に直接関与できる審議会等で審議会数が51となっていますが、前回は37でした。大幅に増えたのはどうしてですか。

2つ目に、高齢介護課所管の審議会5つ全てが目標値を達成できていない。高齢介護は特に女性が主たるところでも良いのかなと思うのですが、達成できないというのは何か理由があるのですか。

事務局： 1問目の審議会数が増えたということですが、昨年度までは第一次の計画策定時にあった審議会についてのみカウントしていました。市が関与できない審議会と、21年以降にできた審議会についてはカ

ウントしていない状況でしたが、今年度第二次の計画ができて、その策定時にあった審議会については全部カウントしていますので、前回よりも増えている状況です。

高齢介護課の関係の審議会等は、12番の介護認定審査会と26番の老人福祉センター運営委員会と30番の地域包括支援センター運営協議会、33番の地域密着型サービス運営委員会と48番の介護保険事業計画等策定委員会ですね。今まで女性委員というのが極端に少ないということもあり、各課で少しずつ公募委員を呼びかけをしながら徐々に増えている状況でございます。それぞれの審議会についても目標値の40%以上60%以下を目指して取組みを進めていかなければいけないと思います。また高齢介護課にはどのような方が委員会に出ておられるのかなど調査をしていきたいと思います。

議長： 介護認定審査会には有資格者（医師・社会福祉・精神保健福祉）そういう方の団体から選んでいただいているのかどうかわかりませんが、一般住民の声がそのまま反映できるような性格ではないことが多いのかと思う。老人福祉センター運営委員会は、老人会というのか敬老会というのか、そこの代表の方がまた来られるということで、従来の習慣として代表には男性をとという考え方がまだまだ根強いのかなと思います。それぞれの敬老会の中でもきっと活躍されているのは女性が中心だったりもすると思いますし、そういう方が直接参加して色々な意見を出してくださるようになっていただけたら良いかなと思います。

予算のことがありますので全部というわけにはいかないですが、これからはコロナ禍でなくても動画配信をしていただけたらと思います。クッキング講座は講師に調理をしていただいて動画で観るといようなことができたらと思います。

他に意見・質疑はございませんか。

（質疑なし）

なければ次の議題に移ります。

事務局： 本日配布いたしました追加資料の中に「パートナーシップ制度とは」ということで、お配りさせていただきました。部長からの挨拶にもありましたが、昨今パートナーシップ制度に関する関心も高まっております。この制度に関わる背景でありますとか、現在の状況等を少しご説明をさせていただきます。また委員の皆様からご意見賜りまして今後の施策の推進の中でまた反映をさせていただければと考えているところでございます。

1. パートナーシップ制度とは、パートナーシップ制度という言葉をお聴きになられた方もいらっしゃるかと思いますが、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2

人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力をし合うことを約束した関係であると宣誓されたことを行政が確認し、公的に認める制度となっております。ここでいう法的な権利や義務というのは法定相続権でありますとか、所得税の配偶者控除、扶養控除、遺族年金の受給等にかかるものとなっております。パートナーシップ制度は自治体とかで条例や規則、要綱に定めるなどして運用しているため、自治体により制度の特徴は異なり、パートナーであることの証明を受けたことにより享受できる行政サービスの内容も異なります。また、近年はパートナーシップ宣誓者の子や親など近親者を、「家族としての思いを持つ関係である」と公的に認める『ファミリーシップ制度』の導入自治体も増えてきています。

2. 背景として現在、同性婚及び登録パートナーシップなど、同性カップルの権利を保障する制度を持つ国や地域は、世界中の約20%に及んでいると言われていています。日本では、同性間の婚姻を求める訴訟が各地域でも行われていますが、現時点で同性婚は法的には認められていません。パートナーシップ制度は、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区において全国で初めて導入されましたが、令和3年10月1日現在では全国で130の自治体が導入しており、京都府内では5の自治体が導入済みであったり、またこの4月から導入予定の市もあるというような状況になっています。本市においても、パートナーシップ制度の導入に関して、市のホームページにおけるご意見箱での要望があったり、議会での質問等があるなど、市民の関心も高まってきているのではないかと感じています。

3. 計画での位置づけですが、『第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～』のこの計画の基本理念に「男女がともに輝くまちづくり」と定めておりますが、その中で、「誰もが人間としての尊厳を等しく認め合い、個人として尊重されること、性別に起因する偏見や差別を解消して、男女の平等な参画が促進されること、男女が互いに自立した個人としてパートナーシップを確立すること、市民・事業所等と行政との連携により男女共同参画社会の実現をめざすことなどの基本的な視点を持って、計画の推進を図ります。」ということを定めています。基本理念に則って、多様性を尊重し合う男女共同参画社会の実現を、一層積極的に進めるために、この計画の中に置いて施策を体系的に示されております。裏面の、計画の体系の中の基本目標Ⅱ「人権尊重と安全・安心な暮らしの実現」の重点目標8「困難な状況におかれた人への支援」、その目標を達成するための施策の方向性として、20「性の多様性に対する理解の促進」と掲げその施策を進めるための具体的な取組みとして「多様な性のあり方に関する理解を広めるための教育・啓発」を進めていくと、この計画中で定めているところでございます。

4. 市のこれまでの取組みについてご説明をさせていただきます

と、人権研修や講演会を実施しております。平成28年度はLGBTに関する講演会を実施しております。また、啓発冊子の活用をしながら市民の皆様にも「性の多様性と人権」というような、これは京都府が発行しているパンフレットになりますが、配布をしております。また、教育機関の学校等における配慮として、市内全ての女性中学生の制服でズボンの選択が可能になったり、小学生の上靴の色分けを廃止したり、市内小中学校すべてに多目的トイレの整備も進めているところです。

5. 市への意見といたしまして、ホームページのご意見箱に寄せられました意見の内容についてご説明をさせていただきます。今年度に入りまして4件ありました。そのうち3件につきましては、パートナーシップ制度の導入を希望しますというものと、もう1件につきましては慎重な議論が必要ではないかとされるご意見でございました。導入の要望の内容としましては、公的にパートナーとして認められることにより心の安らぎを得たい、将来的に同性婚の実現を認められるような社会を目指すための一歩としたいということで導入を要望されるものでした。特にこんなサービスを受けられるようになりたいという具体的な要望というよりかはどちらかと言いますと、精神的な負担の軽減を求めるような内容でした。そして1件、導入にあたっては慎重な議論が必要だということのご意見につきましては、複婚の促進や、婚姻制度の国の立法目的を揺るがすため懸念されるので慎重な議論が必要ではないかというご意見でございました。

6. 制度の効果につきましては、性的少数者等が抱えている生きづらさの軽減や性の多様性に対する理解が促進され偏見や差別のない社会の実現が図られるということで、市民にする意識向上が図られるものであると考えております。

参考に、パートナーシップ宣誓制度制定近隣自治体の状況等を記載しています。京都府内では京都市・亀岡市・長岡京市・向日市、そしてこの4月から取組みが予定されています福知山市の5市におきまして制定・導入がされています。隣の奈良県では、奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市などが導入をされており、そのうち宣誓件数が最も多いのは京都市の92組で、それ以外は10組以内の状況です。パートナーシップ制度の導入にあたりましては、やはり当事者からカミングアウトをして宣誓されるということですので、そこが負担に感じられる当事者も中にはたくさんおられるのではないかと思います。こういった宣誓件数ということで、理解が社会的に浸透していけばもう少し増えてくるのではないかと想定されます。2枚目はパートナーシップ制度の導入により、受けられるサービスの内容について受領書を交付していますが、自治体によって受けられるサービスは異なります。導入するにあたって受けられるサービスについては検討も必要かなと考えているところでございます。

以上で配布資料についての説明となります。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議 長： 私も詳しく聞いたのは初めてでしたが、周りも自治体もたくさん取り入れられているところがあるのだと知りました。市に対する導入の要望やご意見はホームページにあったのですか。

事務局： 市民の方から自由にご意見を投稿していただけるコーナーがあり、そこに寄せられた意見です。

議 長： 特にパートナーシップについてのご意見というかたちではなく、広く市政に対するご意見ですか。

事務局： そうです。パートナーシップに係るご意見が4件ありました。

議 長： 導入を要望されている方が必ずしも当事者ということの名乗られているわけではないですね。

事務局： そこまでの確認はできないですが、導入されることで心の安らぎを求めておられるというご意見でしたので、当事者の方であるのかなと思います。

議 長： LGBTについても前回このプランを検討する時に十分な議論ができないままでした。世の中の流れとしては、その権利を守っていくのだという動きがあるということですね。全部の調査ができていないかはわかりませんが、大きな問題だと思しますので、また検討していく課題として引き続き関心を持って見ていきたいと思えます。

事務局： パートナーシップ条例の関係につきましては議会的一般質問でも出ていました。直ちにパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入するということまでには至っていないのですが、人口が8万人近くなりますと、多様な方がいらっしゃるという感想です。その方たちが安心して暮らせるにはどうしたら良いのかということについては慎重に考えていく課題と思えます。特に私どもが心配しているのは、他の自治体である市営住宅の申し込みや病院での話など、やはり1番身近な人に自分の病状を病院の方に伝えていただきたいということが、こういう制度がないとしてももらえないという実態もありますし、逆にこういう制度を設ければ、それを受け入れていただける病院があるのかどうかということについても、表面だけ整ってしまいますと、本当に心が安らげるだけで良いのか、そうではないところもあるのではないかと思いますので、慎重に扱っていききたい課題だと思っています。

議 長： 市役所での書類申請時に、性別を書くという書式は残っているのですか。

事務局： 性別の記載に関しては各所属での対応となり、省略できるものについては省略するようという意識の統一はできていると思

ますが、随時見直しをさせていただいているところです。

議長： 体育館の利用などについても、書く必要がないようなものについては検討していかないといけないかもしれないですね。

委員： パートナーシップ制度の同性婚の訴訟がありました。その訴訟の状況は今どのような感じなのか。割と社会的なうねりになってくるのであれば、市としてもそれなりの対応が必要だと思えますし、木津川市は転入者が増えてきている中でそのような可能性も無きにしても非ずだと思えますし、いざそのような場合になって慌てることのないよう、是か非かは別にして、どう対応するかということ想定しておかないと余計に問題が起きるかなと思えます。そういう意味では非常に大きな課題です。ある意味地域の課題かなとも思えます。

訴訟の状況と、府内の近隣がどのような感じなのかを教えてください。

事務局： 最高裁はもうすでに判決がおりています。憲法に定める婚姻について、どういう解釈をするのかということが、判決の中で諮問されています。憲法の中においては、同性婚までを規定していないという判決で、異性に対して規定されており、同性婚を否定しているのではないというような判決結果でした。それを受けて今後どのように動いていくのかについては、先程、課長からお話させていただいたように、法的な位置づけでいきますと、現状におきましては民法上、婚姻は異性間でしか認められておりませんので、民法上の課題が残っているのかなという認識は持っているところです。ただ、法律を改正するには様々なハードルがあり、実態としてお困りの市民の方がおられた時にどのような対応をしていくのかということ、まず検討する時期にきているのではないかと、色んな考え方がありますので慎重に対応することも必要です。例えば、先程からお話に出ている病院の問題ですが、色んな生活をする上で、パートナーであるがために認められないという制約のようなものがあるのであれば見直していく必要があると思えます。その調整がないことにはパートナーシップ制度を導入したとしても、単なるパフォーマンスにすぎないのかという思いもありますので、そのあたりを丁寧に調整しなければならないと思っているところでございます。

議長： まずは色んな裁判を含めた事例であったり、全国の動向というもの、もう少し付け加えてどこかで聞かせていただければと思います。

事務局： 補足説明をさせていただきます。社会の状況ですが、先程も委員からありましたように、京都市がまず初めにパートナーシップ制度を導入されましたので、亀岡市と長岡京市と向日市は、そういう転入転出の関係で自治体連携ということで連携協定を結んでおられます。2月の時点での近隣の自治体の状況ですが、福知山市以外の自治体については直近の予定はないということで確認をしております。

	<p>議 長： 奈良市は認めてらっしゃるのですか。奈良市から木津川市への転入が多くないですか。</p> <p>事務局： 奈良市や大阪市など最近ですと府外の転入の方も多くおられます。今のところ直接的にパートナーシップ制度についての問い合わせは受けていませんが、今後は出てくることもあろうかと思えます。</p> <p>議 長： また引き続き調べていただきますようお願いいたします。委員の皆様ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">他に意見・質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">ないようですので、これで議事を終わります。</p> <p>5. 閉会</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし。</p>